



VOL.66

トクちゃん新聞

8月号

利用している保証制度の確認を！！



平成24年8月7日
徳野会計事務所

〒530-0041
大阪市北区天神橋2-3-8
MF南森町ビル3階

TEL: 06-6809-2205
FAX: 06-6809-2206
URL: <http://www.ft-tax.com/>

★★緊急保証制度の対象業種について★

担当: 徳野



9月末で見直しが入り基本的には**業種を絞り込む方向**ということです。今まで利用できていたのに、**10月以降の融資については利用できなくなる**ということです。緊急保証制度をご利用中、あるいはご利用を検討していられる方は、後で慌てないために、**遅くとも今月中に弊社へご相談ください。**

● 誕生日のお祝いと厄明け



先日、誕生日を迎え満43歳となりました。節分を過ぎたら厄明けと思ってましたら、「正確には誕生日まで」とある人に言われ、どっちが正しいのか確認もしていませんが、何となくいや～な気分で過ごしてきました。が、誕生日を迎え、**正真正銘？厄明けです。スッキリです。**フェイスブックを始めて1年になりますが、フェイスブック上のたくさんの友達の方々からお祝いのお言葉を頂戴しました。おそらく**人生最多の「お誕生日おめでとう」**。うれしかったです。また、「父ちゃん誕生日やから・・・」と**子供たちが二人で靴を磨いてくれました。**こっちもかなりうれしかったです。そんなうれしい気持ちを胸に、この1年スタート切りました～！！頑張ります！！

◆税務情報



担当: 福田



6/26に**税制抜本改革法案(消費税法改正案)**が修正議決され、**衆議院を通過**しました。**この法案は消費税の税率引き上げだけの内容**となり、**他の重要項目は法案から削除され先送り**となりました。理由の一つとしてあるのは民主 自民 公明の3党による修正協議が開始されたのが国会の会期末に近く、消費税以外の議論を行う時間がなかったためです。そのため**所得税 相続税の協議を行わないことが合意のう**で協議が進められたようです。法案から削除された項目は**平成25年度以降の税制改正に持ち越し**ということになってい

●法案から削除され先送りとされた主な重要項目

- ・所得税 税率構造の見直し (課税所得5,000万円超に最高税率45%の新設)
- ・相続税 **基礎控除の引き下げ**(定額控除5,000万円→3,000万円)
税率構造の見直し(最高税率に55%を新設等)ほか
- ・贈与税 暦年贈与にかかる税率構造の見直し(最高税率に55%を新設等)ほか



◆[書籍紹介]1年で黒字を実現する赤字企業再建術 (part 2)

担当: 杉山



今回のテーマは「**生産性で黒字化に社員を巻き込め**」です。

生産性を重視しない企業ほど、**長時間労働が常態化**しています。こうした企業の経営者は従業員の管理が出来ていません。組織全体に時間を大事にする認識が欠けています。**生産性は成果/工数**で表されます。「工数」は時間のことです。

「成果」を「利益」とすると「時間当たり利益」となり、「成果」を「人件費」とすると「時間当たり人件費」を求めることが出来ます。貴社の場合「**時間当たり利益>時間当たり人件費**」となっていますでしょうか？

「時間当たり利益」を増やすためにまず着手すべきは、総労働時間の短縮です。

従業員全員で「**どうすれば労働時間を減らせるか**」「**どうすれば効率よく仕事出来るか**」を議論し、仕事内容の改善にまで踏み込んでいきます。考える手順は、「**原因の究明**」→「**対策の検討**」の順番で進めます。

こうして**従業員を巻き込んだ改善を行い、その成果を昇給などで評価**することで、組織のモチベーションを上げるのです。

この時間当たり生産性を**顧客別、商品別に行う**と、さらに深い、別の視点からの改善が巻き起こってくるかもしれません。

業績が低迷している企業では是非とも参考にして実施して欲しいテーマです。

【書籍名】1年で黒字を実現する赤字企業再建術 発売元: 株幻冬舎 著者: 榎原(クニハラ) 浩一



◆税務スケジュール(8月)

8月10日(金)

- ・7月分 源泉所得税の納付
- ・7月分 住民税の納付(特別徴収)



お盆休暇がありますので、**早め早めの処理をお願いします。**
暑い(暑すぎる)日が続きますので、**熱中症対策をしっかりと!!**

8月31日(金)

- ・6月決算法人 確定申告
- ・12月決算法人 中間(予定)申告
- ・9月 12月 3月決算法人 消費税3ヶ月ごとの中間申告
- ・個人事業者 消費税中間申告
振替納税の場合は9/27(木)引落
- ・7月分社会保険料
- ・個人事業税 第1期分納付
- ・住民税 第2期分納付(普通徴収)

担当:岡村



◆エクセルのショートカット

担当:岡村



エクセル操作で覚えておくと便利なショートカットをご紹介します。覚えてしまえば作業スピードがアップしますので、ぜひご利用ください。

- ① **Ctrl + Space** : その列全体を選択
- ② **Shift + Space** : その行全体を選択
- ③ **Ctrl + 矢印キー** : データが入力されている範囲の先頭行(↑)、末尾行(↓)、右端列(→)、左端列(←)に移動
- ④ **Ctrl + PageUp / PageDown** : ワークシート間の移動
- ⑤ **Ctrl + Home** : そのシートのA1のセルへ移動
- ⑥ **Ctrl + 1** : セルの書式設定
- ⑦ **Alt + Shift + =** : オートSUM
- ⑧ **Shift + F10** : 右クリックメニュー



私自身は、③、⑤をよく使います。何も入力されていないシートで **Ctrl + ↓** とすると **エクセル2003の場合は65,536行**、**エクセル2007以降は1,048,576行**へ移動します。エクセル2007以降は、処理行数が**16倍**に増えているをご存知でしたか?

◆「仕事の記録帖」 一分間の気づき!

担当:池田



弊社では今年の1月から毎朝朝礼で「仕事の記録帖」という冊子タイプの月刊誌(文明出版社発行)を、1日1ページ読んで各人がそれぞれ感想等を発表しています。毎日いろいろなテーマで、読めば1分ぐらいの文章なのですが、**今までの気づきの確認や新しい気づき**をいただいております。その中から私が最近特に共感した1ページをご紹介します。

テーマは「**ハッピー報告**」でした。

内容は、私たちは誰もが喜びや幸せに生きることを望んでいますが、現実はどうしても苦しいことや辛いことに意識がいきがちです。しかし、**この世の中は喜びや幸せに満ちている**。喜びや幸せは意識しないと感じたり見つけたりすることはできないので、ある会社では朝礼で「**ハッピー報告**」として、自分が感動したり喜びに感じたこと、幸せ体験などを数分、みんなの前で話をしてもらおうようにし、他の人の話を聞いて**喜びや幸せの視点を再確認**してもらう。そして、幸せや喜びの体験を話したり聞いたりすることで、**気分も**

現在の厳しい経済環境の中で苦しいことや辛いことばかりと考えがちですが、そういう時こそ**チョット視点を変えて**、そういう苦労や辛いことに立ち向かっていけることに**感謝**し、日々成長していく自分を想いながら仕事をそして人生を楽しんでいくことが大切なことなのだと思います。**チョット視点を変えてみませんか?**

◆スタッフより

担当:徳野久美



家族で瀬戸内海の大久野島へ行ってきました。この島は島全体が国立公園となっており、野生のウサギの楽園として知られるとても美しい島です。車の乗入れも禁止されておりフェリーに乗って行きます。海水浴やサイクリング、海ホテルの鑑賞など、とてものおんびりと楽しくすごしました。

しかし、この島は戦時中「毒ガス島」や「地獄島」と呼ばれ国際条約で使用を禁止されていた毒ガス兵器を秘密で製造していました。製造には、何を製造しているのか詳しく知らされないまま動員された学徒が厳しい環境で「お国の為」に働かされ、今も毒ガスの後遺症に苦しんでおられます。島内には資料館や毒ガス貯蔵庫などの遺跡も数多く残っており、見学した際は胸がくるしくなりました。今回の旅行は、戦争の愚かさと平和の有難さを改めて考える旅にもなりました。



◆税務クイズ

担当:赤松



- 平成23年度発生した税金の滞納額はいくら?
A. 60億 B. 607億 C. 6,073億
- 平成24年7月国税庁が相続税の非課税規定の取扱いを変更したのは次のうちどれ?
A. 墓地 B. ペットのお墓の敷地 C. 庭内神しの敷地

1. C. 6,073億

平成23年度、徴収が決定した税額は、42兆7,954億。それに対して、税金の滞納割合は1.4%の6,073億となっています。一番多いのは、消費税の滞納でこのうちの3,220億です。

2. C. 庭内神し(ていないしんし)

庭内神しとは、一般に屋敷内にある神の社や祠等といったご神体(不動尊、地藏尊、稲荷等で特定の者又は地域住民等の信仰の対象とされているものをいう)を祭り、日常礼拝の用に供しているものをいいます。今まで、庭内神しとその敷地は別のものであり、敷地については相続税の課税対象とされてきましたが、庭内神しとその敷地等が一体ものとして認められる場合は、どちらも相続税の非課税適用対象となるものと変更になりました。(平成24年6月21日の東京地裁の判決を受けての変更です)ちなみに、墓地は元々非課税扱い、ペット用のお墓は課税扱いで変更はありません。